

ごみ出しは定められた日に!

※お問い合わせは
環境課環境係 ☎880-6557)まで

- 次の点を必ず守ってごみを出してください。
- ▶指定日の午前5時～8時までに出してください。
- ▶お住まいの地区のごみステーションに出してください。
- *地区外のごみステーションには出さないでください。

- ▶可燃物・プラスチック容器包装類・ペットボトル・ビン・水銀を含むごみは指定袋を出してください。
- *指定ごみ袋代金はごみ処理手数料です。指定袋に入っていない上記のごみは収集しません。

★ビン・雑ごみ・ペットボトル・水銀を含むごみの収集

日	曜	地	区
3/1	月	十市(南部)、天行寺、成合	
2	火	片山、里改田	
3	水	浜改田	
4	木	久枝(開田を除く)、下島、前浜	
5	金	立田	
6	土	田村	
8	月	下腔内、物部、久枝(開田)	
9	火	稲生	
10	水	能間、野田口、朝日町、城陸、榎田町	
11	木	稲吉、西窪、新川、東崎(西部)	
12	金	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、伊達野、大塚団地	
13	土	篠原、明見	
15	月	野田(西野田町1丁目を除く)、天行寺	
16	火	後免町、東崎西部改良住宅、日吉町、西野田町1丁目	
17	水	白木谷、八京、蒲原団地、蒲原住宅	
18	木	陣山、三島、上末松、下末松、西山、上甘枝、西島、古市	
19	金	北小籠、東山町、幸町、元町、小籠1～2丁目、8区(たちばな改良住宅・小籠住宅を含む)	
20	土	祈年(たちばな改良住宅を除く)、東崎(東部)、駅前町	
22	月	国分、比江、左右山、岩村	
23	火	笠ノ川、八幡、小漣、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を除く)	
24	水	中島、常通寺島、吉田、江村、岡豊町小籠、三軒屋(長岡小籠)	
25	木	久礼田、植田	
26	金	奈路、亀岩、領石、植野、上倉、才谷、宍崎、外山、中谷	
27	土	十市(北部)、緑ヶ丘	
4/1	木	久枝(開田を除く)、下島、前浜	
2	金	立田	
3	土	田村	
5	月	十市(南部)、天行寺、成合	

*黒い袋、肥料やお米の袋で中身の確認ができない袋は危険なため、使用しないようお願いいたします。

★紙類・衣類の収集(新聞紙・雑誌・紙パック・古着)

と	き	地	区
3月1日・15日	(第1・3月曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、西窪、野田口、能間、東崎(西部)、城陸、朝日町、榎田町、天行寺	
3月2日・16日	(第1・3火曜日)	下島、田村(バイパス南)、浜改田、久枝、前浜、物部(下腔内を除く)、野田、後免町	
3月3日・17日	(第1・3水曜日)	植田、植野、亀岩、久礼田、才谷、宍崎、上倉、中谷、成合、白木谷、外山、奈路、八京、領石、幸町、元町、三軒屋(長岡小籠)、東山町、小籠1～2丁目、8区、小籠住宅、篠原(北村ストア横)	
3月8日・22日	(第2・4月曜日)	稲生、片山、里改田、十市(南部)、田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大塚団地、篠原(北村ストア横を除く)、明見、伊達野	
3月9日・23日	(第2・4火曜日)	上末松、上甘枝、国分、北小籠、三島、下末松、陣山、左右山、西島、西山、比江、古市、立田、田村(バイパス北)、岩村、下腔内	
3月10日・24日	(第2・4水曜日)	笠ノ川、蒲原、小漣、常通寺島、定林寺、滝本、中島、八幡、岡豊町小籠、吉田、江村、祈年、東崎(東部)、駅前町、日吉町、たちばな改良住宅	
4月5日・19日	(第1・3月曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、西窪、野田口、能間、東崎(西部)、城陸、朝日町、榎田町、天行寺	

★カン・金属類の収集

日	曜	地	区
3/1	月	片山、里改田、浜改田、天行寺、成合	
2	火	領石、植野、久礼田、植田	
3	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉、東崎(西部)	
4	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大塚団地、篠原、明見、伊達野	
5	金	笠ノ川、八幡、小漣、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を含む)	
6	土	中島、常通寺島、吉田、江村、岡豊町小籠、三軒屋(長岡小籠)	
8	月	十市(南部)	
9	火	東崎(東部)、日吉町、駅前町、東崎西部改良住宅	
10	水	東山町、幸町、元町、小籠1～2丁目、8区、祈年、小籠住宅	
11	木	立田、田村	
12	金	後免町、野田	
13	土	陣山、三島、上末松、下末松、西山、上甘枝、西島、古市	
15	月	片山、里改田、浜改田、天行寺	
16	火	領石、植野、久礼田、植田	
17	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉、東崎(西部)	
18	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大塚団地、篠原、明見、伊達野	
19	金	笠ノ川、八幡、小漣、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を含む)	
20	土	中島、常通寺島、吉田、江村、岡豊町小籠、三軒屋(長岡小籠)	
22	月	下腔内、物部、久枝(開田)	
23	火	久枝(開田を除く)、下島、前浜	
24	水	稲生	
25	木	十市(北部)、緑ヶ丘、岩村	
26	金	奈路、亀岩、上倉、才谷、宍崎、外山、中谷、白木谷、八京	
27	土	国分、比江、左右山、北小籠	
4/1	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大塚団地、篠原、明見、伊達野	

*空き缶(飲料)と他の金属は袋を別にしてください。

★ダンボールの収集

と	き	地	区
3月1日・15日	(第1・3月曜日)	天行寺	
3月4日・18日	(第1・3木曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、野田口、西窪、能間、城陸、朝日町、榎田町、東崎(西部)	
3月5日・19日	(第1・3金曜日)	下島、田村(バイパス南)、浜改田、久枝、前浜、物部(下腔内を除く)、野田、後免町	
3月6日・20日	(第1・3土曜日)	植田、植野、亀岩、久礼田、才谷、宍崎、上倉、中谷、成合、白木谷、外山、奈路、八京、領石、幸町、元町、三軒屋(長岡小籠)、東山町、小籠1～2丁目、8区、小籠住宅、篠原(北村ストア横)	
3月11日・25日	(第2・4木曜日)	稲生、片山、里改田、十市(南部)、田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大塚団地、篠原(北村ストア横を除く)、明見、伊達野	
3月12日・26日	(第2・4金曜日)	上末松、上甘枝、国分、北小籠、三島、下末松、陣山、左右山、西島、西山、比江、古市、立田、田村(バイパス北)、岩村、下腔内	
3月13日・27日	(第2・4土曜日)	笠ノ川、蒲原、小漣、常通寺島、定林寺、滝本、中島、八幡、岡豊町小籠、吉田、江村、祈年、東崎(東部)、駅前町、日吉町、たちばな改良住宅	
4月1日・15日	(第1・3月曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、野田口、西窪、能間、城陸、朝日町、榎田町、東崎(西部)	

INFORMATION

後期高齢者医療 被保険者の皆さまへ

平成21年度保険料の納め抜かりはありませんか。
後期高齢者医療の保険料を納付書で納めていただいている方は、3月が21年度納付最終月(9期)となります。
4月の年金から平成22年度の特別徴収(年金天引き)が始まる方は、4月上旬に仮徴収保険料額をお知らせします。6月、8月から特別徴収が始まる方には、開始前に通知します。

なお、後期高齢者医療では被保険者証の更新は4月1日ではなく8月1日です。それまでは今の保険証をお使いください。平成20年度、21年度保険料に未納がある方には被保険者証更新前に納付相談を行います。

※お問い合わせは
保健課給付係
(☎880・6556)まで

使われていない農地やハウスの情報提供を
高知県農業公社では、使われていない農地やハウスなどを探しています。
これらの情報を、新たに農

業を始めの方や、農業の規模拡大を考えている方などに、就農相談会や高知県農業公社のホームページなどを通じて提供し、耕作されている農地や遊休ハウスの有効活用を図りたいと考えています。
売ったり、貸したりできる農地やハウスなどがあります。農地やハウスをお寄せください。たら、情報をお寄せください。

※お問い合わせは
高知県農業公社
(☎823・8618)まで

地震対策の基本は まず「家」から

市では、次の南海地震に備えた取り組みとして、安心して木造住宅の耐震診断・耐震補強が行えるよう「もくもく木造住宅耐震相談窓口」を設置しています。

■とき/毎週木曜日

(祝祭日の場合は水曜日)

午前10時/午後4時

■ところ/市役所玄関ホール
■相談料/無料

※お問い合わせは
総務課総務管理係
(☎880・6551)
南国市地域住宅研究会事務局
(☎863・2871)まで



国民年金保険料の納付期限は、翌月の末日です。忘れず納めましょう。

知って得する国民年金

振替加算について

■振替加算とは?

配偶者が受けている老齢厚生年金、障害厚生年金や退職共済年金に加算されている加給年金額の対象者となっている方が65歳になると、それまで配偶者に支給されていた加給年金額が打ち切られます。このとき、加給年金額の対象者であった本人自身が次の条件を満たした場合に、本人の老齢基礎年金に加算されます。

- ▶本人が老齢基礎年金を受給する資格を得たとき(満65歳到達時)に、その配偶者が受けている加給年金額の対象となっていたこと
- ▶生年月日が平成15年4月2日から昭和41年4月1日までであること

■振替加算の額は?

平成15年4月2日から昭和2年4月1日生まれの方については配偶者加給年金額と同額(227,900円)で、それ以降年齢が若くなるごとに減額されていきます。この金額は、昭和61年に国民年金法が改正されるまで、配偶者が被用者年金に加入している間の専業主婦の方は加入義務がなかったため、満額の老齢基礎年金を受けられない分を保障する目的があるので、若くなるほど安く設定されています。

※お問い合わせは、南国年金事務所(☎864-1111)まで

■手続きは?

通常は自動的に加算されますが、本人が老齢基礎年金を受給し始めた後に配偶者の老齢厚生年金などの受給権が発生した場合など、手続きが必要なことがあります。

便利でお得な「前納制度」をご利用ください

1年間の国民年金保険料をまとめて納付する「前納制度」をご利用いただくと、保険料が割引となりお得です。

4月からの前納を現金納付で希望される方は、4月に日本年金機構から送付される「国民年金保険料納付案内書」に添付された前納用納付書で4月末日までに金融機関・コンビニエンスストアなどで納付してください。

《平成22年度の保険料額》
平成22年4月から月額15,100円です。

1年分 ☆定額保険料181,200円



☆前納保険料177,980円
(3,220円もお得です)

*毎月の納付も、口座振替の「早割」なら月額50円お得です。

市民からのお便り 私は今久礼田小学校に通っているの、先月の親子マラソンを見てビックリしました。兄と競争しながら解きました。